

第一経営熊谷事務所ニュース 2014年4月号

熊谷事務所運営委員会

4月の税務カレンダー

- ☆給与支払者に係る給与所得者異動届・4/15まで
- ☆軽自動車税の納付
- ☆固定資産税第1期分納税
- ☆3月分源泉所得税住民税の納税・・・4/10
- ☆平成26年2月決算法人の確定申告
- ☆8月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

4月1日より、印紙税の非課税金額が3万未満から5万未満に引き上げられます。また消費税の税率が8%となります。経過措置を除き、国内取引については、すべて新税率8%が適用されます。経理処理などで不明な点があれば、ご遠慮なく、熊谷事務所までご連絡ください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、プルミエールさん(048—575—1281)深谷市上柴町東4-17-1のケーキ屋さんです。

おすすめは、ケーキセット。ショーウィンドウでお好きなケーキを選択していただき、飲み物をつけて650円です。

写真は、和栗のモンブランと紅茶のケーキセットです。こだわりのある素材を使ったケーキやクッキーの味には、定評があります。お誕生日のケーキも、グレードアップしたデコレーションケーキはいかがでしょう。お客様のご要望に応じてくださるそうです。喫茶室が常設されていますので、お買いものの後にでも、ご自分へのご褒美に至福のひとつ時はいかがでしょうか。(^)v



《社労士法人よりお知らせ》

雇用保険料率は据え置きとなります

平成26年度の雇用保険料率は、平成25年度と同様となります。
一般の事業 1000分の13.5(被保険者1000分の5、事業主1000分の8.5)
建設の事業 1000分の16.5(被保険者1000分の6、事業主1000分の10.5)

年金額は0.7%引き下げとなります

年金額改定の指標となる全国消費者物価指数の平成25年の対前年比変動率はプラス0.4%、
また、平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率※」は0.3%でした。
平成26年度の年金額は、法律の規定に基づき、特例水準(平成25年9月分までの年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準)の段階的な解消(平成26年4月以降は▲1.0%)と合わせて、0.7%の引下げとなります。なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。
満額ですと国民年金月額64,875円から64,400円と▲475円です。

【職員紹介】

【熊谷事務所 執行役員】 辻 繁幸

☆誕生日 6月24日 ☆カニ座

☆趣味 演劇・落語・映画等の鑑賞、読書

・生まれは「くまモン」の熊本・育ちは「清須会議」の地へ、その後、横浜・東京そして第一経営入社のため埼玉県へと「思えば遠くへきたもので」

3年前に川口事務所から熊谷事務所に異動してきました。自然を大いに感じながら過ごせることに喜びを感じています。お客様の経営のトータルサポーター(総合支援)として、特に企業の承継や再生コンサルタントを特化して進めています。4月から、消費税額が1.6倍になり、中小企業金融円滑化法終了後1年が経過して金融機関の動向が気になります。厳しい経営環境が予想されます。

ご気軽にお電話なり、会計担当者にご相談ください。「共に継続・成長できるパートナーを！」信条に行動しています。よろしくお願ひします。